

○市営住宅条例施行規則

昭和 3 6 年 9 月 2 5 日

規則第 2 2 号

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、市営住宅条例(昭和 3 6 年豊中市条例第 2 0 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(市営住宅の名称及び位置)

第 1 条の 2 条例第 2 条第 2 項に規定する市営住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(整備基準上の措置)

第 1 条の 2 の 2 条例第 2 条の 8 第 2 項から第 5 項まで、第 2 条の 9 第 3 項、第 2 条の 1 0 及び第 2 条の 1 1 の措置は、市長が別に定める。

2 市長は、前項の措置を定めたときは、当該措置の内容を速やかに告示しなければならない。

(条例第 3 条第 1 項の市規則で定める者等)

第 1 条の 2 の 3 条例第 3 条第 1 項の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 6 0 歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和 4 5 年法律第 8 4 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、次に掲げる程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号)別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号)第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正 1 2 年法律第 4 8 号)別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 1 1 7 号)第 1 1 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）附則第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの
  - ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者
  - イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

（条例第 3 条第 2 項第 1 号アの市規則で定める障害の程度）

第 1 条の 2 の 4 条例第 3 条第 2 項第 1 号アの市規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害 前条第 2 号アに規定する程度
- (2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度
- (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

(条例第3条第2項第1号イの市規則で定める障害の程度)

第1条の2の5 条例第3条第2項第1号イの市規則で定める障害の程度は、第1条の2の3第3号に規定する程度とする。

(入居者の資格を別に定めることができる特定の市営住宅)

第1条の3 条例第3条第4項の規定により入居者の資格を別に定めることができる特定の市営住宅は、次に掲げる市営住宅とする。

- (1) 車いすを常用する障害者の入居に適するように設計された市営住宅（以下「車いす常用障害者向け住宅」という。）
- (2) 障害者に割り当てるために供給された市営住宅（以下「障害者向け住宅」という。）
- (3) 高齢者に割り当てるために供給された市営住宅（以下「高齢者向け住宅」という。）
- (4) 障害者又は高齢者に割り当てるために供給された市営住宅（以下「障害者・高齢者向け住宅」という。）
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、現に児童（同条第3項に規定する児童をいう。第2条の3第7号において同じ。）を扶養している者に割り当てるために供給された市営住宅（以下「母子世帯向け住宅」という。）
- (6) 市長が別に定めるシルバーハウジング・プロジェクト事業計画に基づき供給された市営住宅（以下「シルバーハウジング」という。）
- (7) 単身者に割り当てるために供給された住宅（以下「単身者向け住宅」という。）
- (8) 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の建替え（都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）附則第6条の施行前に同法による解散前の住宅・都市整備公団が行ったもの及び独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）の施行前に同法による解散前の都市基盤整備公団が行ったものを含む。）に併せて市営住宅が整備される場合において、同法第27条に規定する従前居住者（同法による廃止前の都市基盤整備公団法第44条に規定する従前居住者を含む。）の居住の安定を図るため、比較的小規模な住宅として設計されたもの（以下「機構住宅従前居住者向け住宅」という。）
- (9) 同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者がいる者に割り当てるために供給された市営住宅（以下「子育て世帯向け住宅」という。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて割り当てた市営住宅（入居の申込み）

第2条 条例第4条の規定により入居の申込みをしようとする者は、市営住宅入居申込書を

市長に提出しなければならない。

(書類の提出等)

第2条の2 市長は、条例第5条第1項の規定により選考し、又は条例第5条第2項の公開抽選により選定した入居予定者に対し、次に掲げる書類の提出又は提示を求めることができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 住宅困窮を証する書類
- (3) 婚約を証する書類
- (4) 収入を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(公開抽選において優遇措置を講じることができる者)

第2条の3 条例第5条第3項の市規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 60歳以上の者であって、同居し、又は同居しようとする親族が次のいずれかに該当する者のみであるもの

ア 配偶者等(配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。))又は性別が同一であって婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として市長が定める関係にある者をいう。第13条第2項第1号アにおいて同じ。)

イ 60歳以上の者

ウ 18歳未満の者

- (2) 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症に該当するもの
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までに該当するもの
- (4) 別に定める機関において知的障害の程度が重度又は中度であると判定された者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が同法施行令第6条第3項の1級又は2級に該当する者

- (6) 同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者又は性別が同一であって婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として市長が定める関係にある者を含む。第13条第2項第1号オにおいて同じ。）が第2号から前号までのいずれかに該当する者
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものであって、同居し、又は同居しようとする親族が当該児童のみである者
- (8) 配偶者からの暴力等により婚姻関係が事実上破綻している者であって、前号に該当する者に準じる状況にあると市長が認める者
- (9) 同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者がいる者（入居承認書等による通知）

第3条 条例第7条の規定による通知は、入居決定者にあつては入居承認書により、入居補欠者にあつては抽選結果通知書により行うものとする。

（家賃）

第4条 条例第10条第1項に規定する公営住宅の毎月の家賃は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第2条第2項に規定する家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 令第2条第1項第1号に規定する国土交通大臣が市町村ごとに定めた数値 1.05
- (2) 別表床面積の欄に掲げる数値を65平方メートルで除した数値（小数第5位以下は、切り捨てる。）
- (3) 別表経過年数係数の欄に掲げる数値
- (4) 0.9に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値をそれぞれ加えた数値

| 公営住宅の設備等の状況            | 数値    |
|------------------------|-------|
| 浴室が設置されていない場合          | －0.13 |
| 浴槽が設置されていない場合          | －0.05 |
| 3カ所給湯設備が設置されていない場合     | －0.05 |
| 昇降機が設置されていない場合         | －0.05 |
| バルコニーの面積が20平方メートル未満の場合 | －0.02 |

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| バルコニーの面積が20平方メートル以上40平方メートル未満の場合 | －0.01 |
|----------------------------------|-------|

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による毎月の家賃の額が、別表に定める近傍同種の住宅の家賃（以下「近傍同種の住宅の家賃」という。）の額を超える場合は、条例第10条第1項に規定する公営住宅の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

3 条例第10条第3項に規定する改良住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用住宅（条例第6条の2ただし書（条例第6条の3第2項において準用する場合を含む。）及び条例第6条の4第1項ただし書の規定により公営住宅とみなされるものを除く。次項において同じ。）の毎月の家賃は、次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に第1項各号に掲げる数値を乗じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

| 入居者の収入                   | 額       |
|--------------------------|---------|
| 104,000円以下の場合            | 34,400円 |
| 104,000円を超え123,000円以下の場合 | 39,700円 |
| 123,000円を超え139,000円以下の場合 | 45,400円 |
| 139,000円を超える場合           | 51,200円 |

4 前項の規定にかかわらず、同項の規定による毎月の家賃の額が、別表に定める限度額（当該限度額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額とする。以下この項において「限度額」という。）を超える場合は、条例第10条第3項に規定する改良住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用住宅の毎月の家賃は、限度額とする。

5 条例第10条第3項に規定する改良住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用住宅（条例第6条の2ただし書（条例第6条の3第2項において準用する場合を含む。）及び条例第6条の4第1項ただし書の規定により公営住宅とみなされるものに限る。）の毎月の家賃は、令第2条第2項に規定する家賃算定基礎額に第1項各号に掲げる数値を乗じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

6 第4項の規定は、前項の家賃について準用する。

（敷金）

第5条 条例第10条第5項に規定する敷金の額は、次のとおりとする。

（1） 公営住宅（条例第6条の2ただし書（条例第6条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により公営住宅とみなされるものを含む。）及び従前居住者用住宅 入

居の際における家賃の3月分に相当する額

(2) 前号に掲げる市営住宅以外の市営住宅 入居の際における家賃の2月分に相当する額

2 前項の敷金には、利子をつけない。

(収入の申告等)

第6条 条例第11条第1項の規定による収入の申告は、市長が別に定める日までに収入申告書により行わなければならない。

2 条例第11条第2項の規定による通知は、収入認定通知書により行うものとする。

3 条例第11条第3項の規定により入居者が意見を述べるときは、前項の収入認定通知書を受け取った日から1月以内に収入認定更正申告書を市長に提出しなければならない。

4 前項の収入認定更正申告書には、意見を述べようとする理由を証する書類を添付しなければならない。

5 市長は、条例第11条第3項後段の規定により認定した収入の額を更正するときは、収入認定更正通知書を意見を述べた入居者に交付する。

(家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予)

第7条 条例第12条各号に掲げる理由によって家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の承認を受けようとする者は、家賃・敷金減免申込書又は家賃・敷金徴収猶予申込書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の承認をしたときは、家賃・敷金減免決定通知書又は家賃・敷金徴収猶予決定通知書を申込人に交付する。

3 家賃の減免期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

4 家賃及び敷金の徴収猶予の期間は、3月以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

5 市長は、不正な行為により第2項の承認を受けた者に対しては、当該承認を取り消すことができる。

(収入超過者等に対する通知等)

第8条 条例第15条第1項に規定する収入超過者の認定通知は、収入超過者認定通知書により行うものとする。この場合において、第6条第2項の収入認定通知書は、交付しないものとする。

2 条例第15条第2項に規定する高額所得者の認定通知は、高額所得者認定通知書により行うものとする。この場合において、第6条第2項の収入認定通知書は、交付しないものとする。

3 第6条第3項から第5項までの規定は、条例第15条第3項において準用する条例第11条第3項の規定により意見を述べる場合について準用する。

(改良住宅等に係る収入超過者の家賃)

第9条 条例第17条第1項第2号の市規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定方法の例により算出した額（その額が別表に定める限度額（以下「限度額」という。）に次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の右欄に掲げる倍率を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該乗じて得た額）とする。ただし、当該算出した額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

| 入居者の収入                                      |                          | 算定方法            | 倍率  |
|---------------------------------------------|--------------------------|-----------------|-----|
| 公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第23条第1号イに掲げる場合 | 139,000円を超え158,000円以下の場合 | 令第2条の規定による方法    | 1.3 |
|                                             | 158,000円を超え191,000円以下の場合 |                 | 1.5 |
|                                             | 191,000円を超え214,000円以下の場合 |                 | 1.8 |
|                                             | 214,000円を超える場合           | 令第8条第2項の規定による方法 |     |
| 法第23条第1号ロに掲げる場合                             | 114,000円を超え158,000円以下の場合 | 令第2条の規定による方法    | 1.3 |
|                                             | 158,000円を超え191,000円以下の場合 |                 | 1.5 |
|                                             | 191,000円                 |                 | 1.8 |

|  |        |  |  |
|--|--------|--|--|
|  | を超える場合 |  |  |
|--|--------|--|--|

- 2 条例第17条第1項第3号の市規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の中欄に掲げる算定方法の例により算出した額（その額が限度額に同表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の右欄に掲げる倍率を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該乗じて得た額）とする。ただし、当該算出した額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

| 入居者の収入                   | 算定方法            | 倍率  |
|--------------------------|-----------------|-----|
| 158,000円を超え191,000円以下の場合 | 令第8条第2項の規定による方法 | 1.2 |
| 191,000円を超える場合           |                 | 1.4 |

- 3 条例第17条第2項の規定による改良住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用住宅（以下「改良住宅等」という。）の家賃は、次の各号に掲げる改良住宅等の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。

- (1) 改良住宅及びコミュニティ住宅 限度額に第1項の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の右欄に掲げる倍率を乗じて得た額
- (2) 従前居住者用住宅 限度額に前項の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、同表の右欄に掲げる倍率を乗じて得た額

- 4 第1項及び第2項の規定により算出した額並びに前項第1号及び第2号に定める額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（高額所得者に対する明渡請求）

第10条 市長は、条例第17条の2第1項の規定により市営住宅の明渡しの請求をしようとするときは、高額所得者市営住宅明渡請求書により行うものとする。

（明渡期限の延長）

第11条 条例第17条の2第3項の規定により明渡期限の延長を申し出ようとする者は、明渡期限延長申出書を市長に提出しなければならない。

（高額所得者に対する明渡し期限到来後に徴収する金銭）

第12条 条例第17条の3第2項の市長が定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

（入居の承継）

第13条 条例第19条第1項の規定により引き続き市営住宅に居住しようとする者は、市

営住宅入居名義人変更承認申込書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第12条に定めるもののほか、前項の申込書の提出を行った者（以下「申込者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第19条第1項の承認をしないものとする。ただし、改良住宅及びコミュニティ住宅（条例第6条の2ただし書（条例第6条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により公営住宅とみなされるものを除く。）並びに従前居住者用住宅（条例第6条の4第1項ただし書の規定により公営住宅とみなされるものを除く。）は、この限りでない。

（1） 次のいずれにも該当しない者であるとき。

ア 入居者の配偶者等

イ 第2条の3各号に掲げる者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて、障害の程度が同法施行令第6条第3項の3級に該当する者

エ 第1条の2の3第4号から第8号までに掲げる者

オ 同居し、又は同居しようとする親族にウ又はエのいずれかに該当する者がいる者

（2） 収入の額が条例第15条第1項各号に掲げる市営住宅の区分に応じ、当該各号に定める金額を超えているとき。

（3） 当該入居者が条例第22条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者であつたとき。

（同居等の承認）

第14条 条例第20条第1項の規定により市長の承認を得ようとする者は、市営住宅同居等承認申込書を市長に提出しなければならない。

（同居者の異動）

第15条 出生、死亡又は転出により同居者に異動を生じたときは、同居者異動届により、入居者は、直ちに市長に届け出なければならない。

（返還届）

第16条 条例第23条第1号に規定する届出は、市営住宅返還届により行わなければならない。

（立入検査員証の携帯）

第17条 条例第25条第1項の規定により市営住宅監理員又は市長が指定した職員が市

営住宅を検査するときは、市営住宅立入検査員証を携帯しなければならない。

(使用許可の期間)

第18条 条例第26条の規定による使用許可の期間は、1年以内とする。

(社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用手続)

第19条 条例第27条第1項の規定による申請は、公営住宅使用許可申請書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 社会福祉事業等（条例第26条第1項に規定する社会福祉事業等をいう。以下同じ。）を運営すること又は運営する見込みであることを証する書類
- (2) 当該社会福祉事業等に係る公営住宅を現に使用しようとする者の名簿
- (3) 前号に規定する者の収入を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 条例第27条第2項の規定による通知は、許可する場合にあつては公営住宅使用許可通知書、許可しない場合にあつては公営住宅使用不許可通知書により行うものとする。

(社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用料)

第20条 条例第28条第1項の市規則で定める使用料の額は、社会福祉事業等において公営住宅を現に使用する者の収入の合計額を入居者の収入とみなして第4条第1項及び第2項の規定の例により算出した額とする。

(駐車場の使用者の資格)

第21条 条例第33条第1項に規定する市規則で定める条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 入居者若しくは同居者又は条例第26条の規定による使用許可を受けた社会福祉法人等が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (2) 家賃又は条例第28条第1項に規定する使用料の滞納がないこと。
- (3) 条例第17条の2第1項又は条例第22条第1項の規定による明渡請求を受けていないこと。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に定める条件のほか、駐車場の使用者の資格を別に定めることができる。

(駐車場の使用)

第22条 駐車場を使用しようとする者は、駐車場使用申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の駐車場使用申込書には、自動車運転免許証の写しその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 市長は、駐車場の使用者を決定したときは、当該使用者に駐車場使用承認書を交付する。

(駐車場の使用料)

第23条 条例第34条第1項に規定する駐車場の使用料は、1月につき10,000円とする。ただし、軽自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する軽自動車をいう。)用の駐車場の使用料にあつては、1月につき8,000円とする。

(指定管理者の公募)

第24条 条例第39条第1項本文の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、市の広報誌及びホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行う。

- (1) 市営住宅の名称、所在地並びに市営住宅及び共同施設の概要
- (2) 指定管理者(条例第38条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が行う業務の範囲
- (3) 指定管理者に指定しようとする期間
- (4) 応募に必要な資格
- (5) 指定管理者の指定の申込みの手続
- (6) その他市長が必要と認める事項

(指定申込書の提出等)

第25条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、条例第39条第2項の事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第38条第2項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)に関する収支計画書
- (2) 市営住宅及び共同施設に関する管理体制計画書
- (3) 個人情報の保護体制計画書
- (4) 当該法人その他の団体(以下「法人等」という。)の定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずるもの
- (5) 法人にあつては、登記事項証明書
- (6) 当該法人等の役員又は代表者その他これらに準ずる者の名簿
- (7) 当該法人等の事業の概要を記載した書類
- (8) 市長が指定する事業年度の当該法人等に関する事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

(9) 前項の申込書を提出する日の属する事業年度の当該法人等に関する事業計画書及び収支予算書又はこれらに類するもの

(10) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定の基準)

第26条 条例第39条第3項第4号に規定する市規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 指定管理業務の遂行上知り得た個人情報を漏らさない体制及び不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。

(2) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。

(3) その他市長が必要と認めて定める基準

(条例第39条第4項に規定する市規則で定める公営住宅)

第27条 条例第39条第4項に規定する市規則で定める公営住宅は、市営借上第17住宅とする。

(事業報告書の記載事項)

第28条 条例第41条の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 指定管理業務の実施状況

(2) 市営住宅及び共同施設の利用状況

(3) 市営住宅の家賃及び敷金並びに駐車場及び社会福祉事業等に活用する公営住宅の使用料の収入の状況

(4) 指定管理業務に係る経費の収支状況

(5) その他市営住宅及び共同施設の管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項

(申込書等の様式)

第29条 この規則による申込書その他の書類の様式については、市長が別に定める。

(施行細目)

第30条 前各条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 市営住宅管理条例施行規則（昭和27年豊中市規則第19号）は、廃止する。

附 則（昭和38年5月10日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、昭和36年度の欄を加える改正部分は、昭和37年5月1日から適用する。

附 則（昭和３８年１２月２５日規則第２７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４０年４月２０日規則第１２号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、昭和３８年度の欄を加える改正部分は、昭和３９年５月１日から適用する。

附 則（昭和４０年１０月１１日規則第２６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４１年４月１日規則第１２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４２年２月１５日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４２年６月２３日規則第２１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４３年１２月１６日規則第３５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４４年４月１日規則第１８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４５年１月２６日規則第３号）

この規則は、昭和４５年２月１日から施行する。

附 則（昭和４６年４月１日規則第２４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４７年４月１日規則第３０号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４８年４月１日規則第１８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４８年１１月１０日規則第３８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４８年１２月２８日規則第５３号）

この規則は、昭和４９年１月１日から施行する。

附 則（昭和４９年４月１日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５０年４月１日規則第１１号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則の規定は、昭和５０年４月分の家賃から適用し、同年３月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（昭和５１年１１月１日規則第４６号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、岡町北改良住宅に係る改正部分は、昭和５１年９月２０日から適用する。

附 則（昭和５２年４月１日規則第１３号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、昭和５２年５月１日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、昭和５２年５月分の家賃から適用し、同年４月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（昭和５３年４月１日規則第１２号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則の規定は、昭和５３年４月分の家賃から適用する。

附 則（昭和５４年１１月１０日規則第２３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５５年３月３１日規則第１０号）

この規則は、昭和５５年４月１日から施行する。

附 則（昭和５５年６月２８日規則第１６号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、螢池北改良住宅を加える改正部分は、昭和５５年６月１日から適用する。

附 則（昭和５６年４月１日規則第１２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５７年４月１日規則第１２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５７年７月３１日規則第２８号）

この規則は、昭和５７年８月１日から施行する。

附 則（昭和５８年４月１日規則第１７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５８年１１月１日規則第４４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和６０年４月１日規則第１３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和６０年５月１日規則第２２号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、昭和６０年５月分の家賃から適用し、同年４月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（昭和６０年６月１日規則第２４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和６０年７月１日規則第２８号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、昭和６０年７月分の家賃から適用し、同年６月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（昭和６１年６月１日規則第２６号）

- １ この規則は、昭和６１年７月１日から施行する。
- ２ この規則による改正後の市営住宅条例施行規則第１２条の規定は、昭和６１年７月分の割増賃料から適用し、同年６月分までの割増賃料については、なお従前の例による。

附 則（昭和６１年８月１２日規則第３４号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、昭和６１年８月分の家賃から適用する。

附 則（昭和６１年１０月２０日規則第４０号）

この規則は、昭和６２年３月１日から施行する。

附 則（昭和６２年１０月３１日規則第４８号）

- １ この規則は、昭和６２年１１月１日から施行する。ただし、別表に小曾根市営住宅に関する３項を加える改正規定は、昭和６３年４月１日から施行する。
- ２ この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、昭和６２年１１月分の家賃から適用し、同年１０月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（昭和６３年１０月３１日規則第４９号）

この規則は、昭和６４年４月１日から施行する。

附 則（平成元年１２月１日規則第５９号）

この規則は、平成２年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成２年１２月１日規則第５０号）

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附 則（平成３年３月３０日規則第６号）

- １ この規則は、平成３年４月１日から施行する。
- ２ この規則による改正後の市営住宅条例施行規則第１２条の規定は、平成３年４月分の割増賃料から適用し、同年３月分までの割増賃料については、なお従前の例による。

附 則（平成５年３月１０日規則第１号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成５年１０月１日規則第４９号）

この規則は、平成６年２月１日から施行する。

附 則（平成６年３月３１日規則第６号）

この規則は、平成６年４月１日から施行する。

附 則（平成８年３月２１日規則第４号）

- １ この規則は、平成８年４月１日から施行する。
- ２ この規則の施行の際、現に市営住宅に入居している者については、当分の間、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表種別及び構造の欄の規定は、適用しないものとする。

附 則（平成８年３月２９日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成８年１１月１３日規則第４３号）

この規則は、平成９年３月１日から施行する。

附 則（平成９年３月３１日規則第５号）

- １ この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第１の改正規定（島江西市営住宅に係る部分に限る。）は、平成９年５月１７日から施行する。
- ２ この規則による改正後の市営住宅条例施行規則附則第４項の規定は、平成８年８月３０日以後の割増賃料から適用し、同日前までの割増賃料については、なお従前の例による。

附 則（平成９年５月２０日規則第２４号）

この規則は、平成９年６月７日から施行する。

附 則（平成 9 年 1 0 月 2 0 日規則第 4 5 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定（向丘市営住宅に係る部分に限る。）は、平成 9 年 1 1 月 1 5 日から施行する。
- 2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 5 5 号）の規定による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された公営住宅については、平成 1 0 年 3 月 3 1 日までの間は、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 7 条から第 1 5 条までの規定は適用せず、この規則による改正前の市営住宅条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第 7 条及び第 8 条から第 1 3 条の 3 までの規定は、なおその効力を有する。
- 3 改良住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用住宅については、平成 1 0 年 3 月 3 1 日までの間は、改正後の規則第 7 条から第 1 5 条までの規定は適用せず、改正前の規則第 7 条、第 8 条から第 1 3 条の 3 まで及び附則第 4 項の規定は、なおその効力を有する。
- 4 市営住宅条例の一部を改正する条例（平成 9 年豊中市条例第 3 1 号）附則第 2 項に規定する特定買取賃貸住宅については、平成 1 0 年 3 月 3 1 日までの間は、改正前の規則の規定（第 9 条から第 1 3 条の 3 までの規定を除く。）は、なおその効力を有する。
- 5 平成 1 0 年 4 月 1 日前に改正前の規則の規定によってした手続その他の行為は、改正後の規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 6 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成 1 0 年 2 月 1 8 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則第 6 条、第 1 0 条の 2 及び別表の規定は、平成 1 0 年 4 月分の家賃から適用し、同年 3 月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 0 年 4 月 1 日規則第 4 0 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 3 月 2 6 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 1 年 4 月分から平成 1 3 年 3 月分までの岡町北改良住宅及び螢池北改良住宅の駐車場の使用料については、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 平成11年4月分から平成12年3月分までの駐車場の使用料 1月につき 5,000円

(2) 平成12年4月分から平成13年3月分までの駐車場の使用料 1月につき 6,000円

3 前項の規定は、平成11年4月分の駐車場の使用料から適用し、同年3月分までの駐車場の使用料については、なお従前の例による。

4 改正後の規則別表の規定は、平成11年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月31日規則第9号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成11年10月1日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の2に借上第17の項を加える改正規定は、平成11年11月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第46号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成12年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月20日規則第99号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第34号）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成13年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成13年10月15日規則第78号）

この規則は、平成13年10月17日から施行する。

附 則（平成14年4月1日規則第30号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成14年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成15年4月1日規則第46号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成15年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成16年4月1日規則第42号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成16年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成16年9月14日規則第65号）

この規則は、平成16年9月17日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第16号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第24条の規定は、平成18年4月分から平成19年3月分までの市営岡町北住宅及び市営螢池北住宅の駐車場の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「8,000円」と、同年4月分から平成20年3月分までの駐車場の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「9,000円」と読み替えて適用する。
- 3 改正後の規則第24条の規定は、平成17年4月分から平成18年3月分までの駐車場（前項に規定する市営住宅の駐車場を除く。以下この項及び次項において同じ。）の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「8,000円」と、「8,000円」とあるのは「6,000円」と、同年4月分から平成19年3月分までの駐車場の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「9,000円」と、「8,000円」とあるのは「7,000円」と読み替えて適用する。
- 4 前項の規定は、平成17年4月分の駐車場の使用料から適用し、同年3月分までの駐車場の使用料については、なお従前の例による。
- 5 改正後の規則別表の規定は、平成17年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日規則第69号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成18年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年豊中市規則第16号）附則第2項の規定は、平成18年4月分の市営岡町北住宅及び市営

螢池北住宅の駐車場の使用料から適用し、同年３月分までの市営岡町北住宅及び市営螢池北住宅の駐車場の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成１９年３月２３日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１９年３月３０日規則第３８号）

- １ この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
- ２ この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成１９年４月分の家賃から適用し、同年３月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成２０年４月１日規則第４７号）

- １ この規則は、公布の日から施行する。
- ２ この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成２０年４月分の家賃から適用し、同年３月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成２０年１２月２５日規則第６７号）

- １ この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
- ２ この規則による改正後の市営住宅条例施行規則第６条第１項及び第３項、第１０条の２第１項及び第２項並びに別表の規定は、平成２１年４月分の家賃から適用し、同年３月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成２１年４月１日規則第４４号）

この規則中第２条の３の改正規定（同条第１号アの改正規定を除く。）は公布の日から、その他の改正規定は平成２１年９月１日から施行する。

附 則（平成２１年１２月２２日規則第６９号）

- １ この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
- ２ この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成２２年４月分の家賃から適用し、同年３月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成２２年４月１日規則第３５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年２月１日規則第１号）

- １ この規則は、平成２３年４月１日から施行する。
- ２ この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成２３年４月分の家賃から適用し、同年３月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成２４年１月１０日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 1 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成 24 年 4 月分の家賃から適用し、同年 3 月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 74 号）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に 56 歳以上である者の市営住宅の入居者資格については、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則第 1 条の 2 の 3 第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日規則第 107 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日規則第 137 号）

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 1 月 31 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成 25 年 4 月分の家賃から適用し、同年 3 月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 10 月 1 日規則第 96 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日規則第 108 号）

この規則は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 3 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成 26 年 4 月分の家賃から適用し、同年 3 月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 9 月 26 日規則第 65 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日規則第 67 号）

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 29 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成27年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月28日規則第92号）

- 1 この規則は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の2の表の規定は、平成27年5月分の家賃から適用し、同年4月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成27年8月27日規則第106号）

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日規則第2号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成28年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月25日規則第8号）

この規則は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月27日規則第78号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の2の表借上第3の項及び借上第4の項を削る改正規定は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の2の表借上第2の項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年5月18日規則第80号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年8月26日規則第94号）

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成28年11月29日規則第105号）

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成28年12月19日規則第109号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日規則第6号）

- 1 この規則は、平成29年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年

4月1日から施行する。

- 2 第2条の規定による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成29年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月28日規則第10号）

この規則は、平成29年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月23日規則第16号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月27日規則第43号）

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成29年6月26日規則第47号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29年7月27日規則第53号）

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成29年9月28日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月25日規則第62号）

この規則は、平成29年10月30日から施行する。

附 則（平成30年1月26日規則第1号）

- 1 この規則は、平成30年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 第2条の規定による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成30年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月14日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年1月28日規則第7号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、平成31年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の

3の表の規定は、令和元年8月21日から適用する。

附 則（令和元年10月31日規則第28号）

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和2年1月28日規則第2号）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、令和2年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日規則第19号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月29日規則第79号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年2月1日規則第2号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、令和3年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月1日規則第78号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年2月1日規則第1号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、令和4年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（令和5年1月11日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月1日規則第3号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、令和5年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月22日規則第13号抄）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月1日規則第7号）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、令和6年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（令和6年10月30日規則第62号）

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

附 則（令和6年11月29日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年1月29日規則第2号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の市営住宅条例施行規則別表の規定は、令和7年4月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月21日規則第14号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

- 1 公営住宅（借上げに係る公営住宅を除く。）

| 名称 | 位置             | 棟番号 | 戸数 | 竣工年度        | 経過年数<br>係数 | 床面積                | 近傍同<br>種の住<br>宅の家<br>賃 | 備考 |
|----|----------------|-----|----|-------------|------------|--------------------|------------------------|----|
| 西谷 | 豊中市東豊中町<br>5丁目 |     |    |             |            | m <sup>2</sup>     | 円                      |    |
|    |                | 6   | 3  | 昭和40<br>2年度 | 0.555<br>4 | 323,<br>7.900<br>2 |                        |    |
|    |                | 7   | 3  | 昭和41<br>2年度 | 0.566<br>8 | 324,<br>7.200<br>2 |                        |    |
|    |                | 8   | 4  | 昭和45<br>0年度 | 0.612<br>4 | 326,<br>4.300<br>8 |                        |    |
|    |                | 9   | 4  | 昭和45<br>0年度 | 0.612<br>4 | 326,<br>8.800<br>6 |                        |    |

|          |                 |     |   |                |                |                           |  |
|----------|-----------------|-----|---|----------------|----------------|---------------------------|--|
|          |                 | 1 0 | 4 | 昭和 4 6<br>0 年度 | 0 . 6 2 3<br>8 | 3 2 7 ,<br>8 . 2 0 0<br>6 |  |
| 刀根山<br>南 | 〃 刀根山 5 丁目      | A 1 | 1 | 昭和 4 3<br>0 年度 | 0 . 5 8 9<br>6 | 3 2 4 ,<br>7 . 3 0 0<br>8 |  |
|          |                 | A 1 | 3 | 昭和 4 3<br>0 年度 | 0 . 6 8 0<br>6 | 5 5 0 ,<br>8 . 2 0 0<br>0 |  |
|          |                 | A 2 | 4 | 昭和 4 3<br>0 年度 | 0 . 6 6 9<br>1 | 5 4 8 ,<br>8 . 8 0 0<br>0 |  |
|          |                 | A 3 | 1 | 昭和 4 4<br>0 年度 | 0 . 6 0 1<br>0 | 3 2 5 ,<br>7 . 8 0 0<br>8 |  |
|          |                 | A 3 | 3 | 昭和 4 4<br>0 年度 | 0 . 6 9 8<br>2 | 5 5 1 ,<br>8 . 6 0 0<br>0 |  |
|          |                 | B 1 | 2 | 昭和 4 3<br>0 年度 | 0 . 6 8 2<br>7 | 5 4 7 ,<br>4 . 9 0 0<br>4 |  |
|          |                 | B 2 | 2 | 昭和 4 3<br>0 年度 | 0 . 5 8 9<br>6 | 3 2 4 ,<br>4 . 3 0 0<br>7 |  |
|          |                 | B 3 | 2 | 昭和 4 4<br>0 年度 | 0 . 7 0 1<br>6 | 5 4 9 ,<br>4 . 7 0 0<br>9 |  |
| 新千里<br>南 | 〃 新千里南町 3<br>丁目 | 1   | 4 | 昭和 4 6<br>0 年度 | 0 . 6 2 3<br>8 | 3 2 7 ,<br>7 . 2 0 0<br>3 |  |
|          |                 | 2   | 2 | 昭和 4 8         | 0 . 6 4 6      | 4 2 5 ,                   |  |

|                |              |     |               |                             |              |
|----------------|--------------|-----|---------------|-----------------------------|--------------|
|                |              |     | 0年度           | 6 2. 1 0 0<br>9             |              |
|                |              | 2 1 | 昭和 4 8<br>0年度 | 0. 6 4 6<br>6 8. 4 0 0<br>8 |              |
|                |              | 3 3 | 昭和 4 8<br>0年度 | 0. 6 4 6<br>6 8. 4 0 0<br>8 |              |
|                |              | 4 3 | 昭和 4 8<br>0年度 | 0. 6 4 6<br>6 8. 4 0 0<br>8 |              |
| 熊野南            | 〃 東泉丘 2 丁目   | 1 4 | 昭和 4 7<br>0年度 | 0. 6 3 5<br>2 2. 7 0 0<br>3 |              |
|                |              | 2 4 | 昭和 4 7<br>0年度 | 0. 6 3 5<br>2 9. 8 0 0<br>7 |              |
| 新千里<br>南第 2 丁目 | 〃 新千里南町 2 丁目 | 5 5 | 昭和 4 9<br>0年度 | 0. 6 5 8<br>0 6. 0 0 0<br>6 |              |
|                |              | 6 3 | 昭和 4 9<br>2年度 | 0. 6 5 8<br>0 8. 2 0 0<br>2 |              |
|                |              | 6 8 | 昭和 4 9<br>年度  | 0. 6 5 8<br>0 8. 2 0 0<br>2 | 車いす常用障害者向け住宅 |
|                |              | 7 3 | 昭和 4 9<br>0年度 | 0. 6 5 8<br>0 3. 5 0 0<br>3 |              |
|                |              | 8 3 | 昭和 4 9<br>0年度 | 0. 6 5 8<br>0 3. 5 0 0      |              |

|     |          |   |   |             |               |                         |                  |  |
|-----|----------|---|---|-------------|---------------|-------------------------|------------------|--|
|     |          |   |   |             |               | 3                       |                  |  |
|     |          | 9 | 5 | 昭和49<br>0年度 | 0. 6 5 8<br>0 | 4 3 6,<br>6. 0 0 0<br>6 |                  |  |
| 北条  | 〃 北条町2丁目 | 1 | 1 | 昭和55<br>0年度 | 0. 7 2 6<br>4 | 5 4 8,<br>6. 4 0 0<br>5 |                  |  |
|     |          | 1 | 2 | 昭和55<br>0年度 | 0. 7 2 6<br>4 | 5 5 0,<br>9. 5 0 0<br>4 |                  |  |
|     |          | 2 | 3 | 昭和56<br>年度  | 0. 7 3 7<br>8 | 5 5 9,<br>6. 1 0 0<br>5 |                  |  |
|     |          | 2 | 7 | 昭和56<br>年度  | 0. 7 3 7<br>8 | 5 6 1,<br>9. 4 0 0<br>4 |                  |  |
|     |          | 2 | 2 | 昭和56<br>年度  | 0. 7 3 7<br>8 | 5 6 1,<br>9. 4 0 0<br>4 | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |  |
| 北条西 | 〃 北条町1丁目 | 1 | 3 | 昭和58<br>年度  | 0. 7 6 0<br>6 | 5 5 5,<br>6. 0 0 0<br>5 |                  |  |
|     |          | 1 | 9 | 昭和58<br>年度  | 0. 7 6 0<br>6 | 5 5 7,<br>9. 7 0 0<br>4 |                  |  |
|     |          | 2 | 3 | 昭和58<br>年度  | 0. 7 6 0<br>6 | 5 5 5,<br>6. 0 0 0<br>5 |                  |  |
|     |          | 2 | 9 | 昭和58<br>年度  | 0. 7 6 0<br>6 | 5 5 7,<br>9. 7 0 0<br>4 |                  |  |

|    |          |   |        |            |                  |                                    |  |
|----|----------|---|--------|------------|------------------|------------------------------------|--|
|    |          | 3 | 6      | 昭和58<br>年度 | 0. 7 6 0<br>6 6. | 5 5 5,<br>0 0 0<br>5               |  |
|    |          | 4 | 6      | 昭和58<br>年度 | 0. 7 6 0<br>6 6. | 5 5 5,<br>0 0 0<br>5               |  |
|    |          | 5 | 1<br>2 | 昭和58<br>年度 | 0. 7 6 0<br>6 9. | 5 5 7,<br>7 0 0<br>4               |  |
|    |          | 6 | 8      | 昭和58<br>年度 | 0. 7 6 0<br>6 9. | 5 5 7,<br>7 0 0<br>4               |  |
|    |          | 6 | 4      | 昭和58<br>年度 | 0. 7 6 0<br>6 9. | 5 5 7, 車いす常用障害者向<br>7 0 0 け住宅<br>4 |  |
| 宮山 | 〃 宮山町4丁目 | 1 | 9      | 昭和61<br>年度 | 0. 7 9 4<br>8 7. | 5 5 9,<br>6 0 0<br>1               |  |
|    |          | 1 | 9      | 昭和61<br>年度 | 0. 7 9 4<br>8 9. | 5 6 2,<br>3 0 0<br>8               |  |
|    |          | 2 | 1<br>5 | 昭和61<br>年度 | 0. 7 9 4<br>8 9. | 5 6 2,<br>3 0 0<br>8               |  |
|    |          | 2 | 3      | 昭和61<br>年度 | 0. 7 9 4<br>8 9. | 5 6 2, 障害者向け住宅<br>3 0 0<br>8       |  |
|    |          | 3 | 6      | 昭和61<br>年度 | 0. 7 9 4<br>8 7. | 5 5 9,<br>6 0 0<br>1               |  |
|    |          | 3 | 1      | 昭和61<br>年度 | 0. 7 9 4<br>8 7. | 5 6 2,<br>3 0 0<br>1               |  |

|     |                 |   |                  |                        |             |                  |
|-----|-----------------|---|------------------|------------------------|-------------|------------------|
|     |                 |   | 2年度              | 8 9. 3 0 0             | 8           |                  |
| 小曾根 | 〃 小曾根 2 丁目      | 1 | 9 昭和 6 2<br>年度   | 0. 8 0 6<br>2 6. 8 0 0 | 5 7 2,<br>1 |                  |
|     |                 | 1 | 6 昭和 6 2<br>年度   | 0. 8 0 6<br>2 9. 8 0 0 | 5 7 6,<br>3 |                  |
|     |                 | 1 | 3 昭和 6 2<br>年度   | 0. 8 0 6<br>2 9. 8 0 0 | 5 7 6,<br>3 | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |
|     |                 | 2 | 6 昭和 6 2<br>年度   | 0. 8 0 6<br>2 6. 8 0 0 | 5 7 2,<br>1 |                  |
|     |                 | 2 | 1 昭和 6 2<br>8 年度 | 0. 8 0 6<br>2 9. 8 0 0 | 5 7 6,<br>3 |                  |
| 熊野  | 〃 東豊中町 5 丁<br>目 | 1 | 1 昭和 6 3<br>2 年度 | 0. 8 1 7<br>6 6. 9 0 0 | 5 7 0,<br>1 |                  |
|     |                 | 1 | 1 昭和 6 3<br>8 年度 | 0. 8 1 7<br>6 9. 8 0 0 | 5 7 4,<br>3 |                  |
|     |                 | 1 | 2 昭和 6 3<br>年度   | 0. 8 1 7<br>6 9. 8 0 0 | 5 7 4,<br>3 | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |
|     | 〃 熊野町 3 丁目      | 2 | 2 平成 2 年<br>5 度  | 0. 8 4 0<br>4 7. 0 0 0 | 5 7 2,<br>6 |                  |
|     |                 | 2 | 2 平成 2 年<br>3 度  | 0. 8 4 0<br>4 0. 3 0 0 | 6 7 5,<br>0 |                  |

|     |          |   |   |        |                  |                 |              |
|-----|----------|---|---|--------|------------------|-----------------|--------------|
|     |          |   |   |        | 8                |                 |              |
|     |          | 2 | 2 | 平成2年度  | 0. 8 4 0<br>4 0. | 6 7 5,<br>3 0 0 | 車いす常用障害者向け住宅 |
|     |          |   |   |        | 8                |                 |              |
|     |          | 3 | 1 | 平成4年度  | 0. 8 6 3<br>2 8. | 5 9 5,<br>5 0 0 |              |
|     |          |   |   |        | 8                |                 |              |
|     |          | 3 | 4 | 平成4年度  | 0. 8 6 3<br>2 2. | 6 9 9,<br>7 0 0 |              |
|     |          |   |   |        | 0                |                 |              |
|     |          | 4 | 9 | 平成5年度  | 0. 8 7 4<br>6 2. | 6 1 0<br>8, 4   |              |
|     |          |   |   |        | 0                | 0 0             |              |
|     |          | 4 | 3 | 平成5年度  | 0. 8 7 4<br>6 2. | 6 1 0<br>8, 4   | 車いす常用障害者向け住宅 |
|     |          |   |   |        | 0                | 0 0             |              |
| 上津島 | 〃 上津島1丁目 | 1 | 4 | 平成元年9度 | 0. 8 2 9<br>0 6. | 5 6 7,<br>1 0 0 |              |
|     |          |   |   |        | 7                |                 |              |
|     |          | 1 | 5 | 平成元年3度 | 0. 8 2 9<br>0 9. | 5 7 0,<br>2 0 0 |              |
|     |          |   |   |        | 4                |                 |              |
|     |          | 1 | 4 | 平成元年度  | 0. 8 2 9<br>0 8. | 5 6 9,<br>1 0 0 | 車いす常用障害者向け住宅 |
|     |          |   |   |        | 6                |                 |              |
| 二葉  | 〃 二葉町1丁目 | 1 | 8 | 平成7年度  | 0. 8 8 3<br>0 3. | 5 9 3,<br>9 0 0 |              |
|     |          |   |   |        | 3                |                 |              |
|     |          | 1 | 5 | 平成7年度  | 0. 8 8 3<br>0 9. | 5 1 0<br>5, 3   |              |
|     |          |   |   |        | 9                | 0 0             |              |

|    |           |   |   |               |                  |                        |                  |
|----|-----------|---|---|---------------|------------------|------------------------|------------------|
| 三国 | " 三国 2 丁目 | 1 | 5 | 平成 7 年<br>度   | 0. 8 8 3<br>0 6. | 6 1 1<br>6, 9<br>6 0 0 |                  |
|    |           | 1 | 2 | 平成 7 年<br>度   | 0. 8 8 3<br>0 3. | 5 9 3,<br>9 0 0        | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |
|    |           | 1 | 6 | 平成 8 年<br>0 度 | 0. 8 8 6<br>9 3. | 3 6 3,<br>3 0 0        |                  |
|    |           | 1 | 1 | 平成 8 年<br>6 度 | 0. 8 8 6<br>9 6. | 3 6 9,<br>9 0 0        |                  |
|    |           | 1 | 8 | 平成 8 年<br>度   | 0. 8 8 6<br>9 7. | 4 9 1,<br>4 0 0        |                  |
|    |           | 1 | 4 | 平成 8 年<br>0 度 | 0. 8 8 6<br>9 2. | 6 1 2<br>0, 4<br>7 0 0 |                  |
|    |           | 1 | 5 | 平成 8 年<br>3 度 | 0. 8 8 6<br>9 6. | 6 1 2<br>6, 7<br>0 0 0 |                  |
|    |           | 1 | 1 | 平成 8 年<br>3 度 | 0. 8 8 6<br>9 8. | 7 1 5<br>1, 8<br>9 0 0 |                  |
|    |           | 1 | 5 | 平成 8 年<br>度   | 0. 8 8 6<br>9 3. | 3 6 3,<br>3 0 0        | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |
|    |           | 1 | 1 | 平成 8 年<br>度   | 0. 8 8 6<br>9 6. | 3 6 9,<br>9 0 0        | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |
|    |           | 1 | 1 | 平成 8 年        | 0. 8 8 6         | 4 9 1,                 | 車いす常用障害者向        |

|     |   |          |                   |           |     |       |           |
|-----|---|----------|-------------------|-----------|-----|-------|-----------|
|     |   |          | 度                 | 9         | 7.  | 4 0 0 | け住宅       |
|     |   |          |                   |           | 5   |       |           |
|     | 1 | 2        | 平成 8 年<br>度       | 0 . 8 8 6 | 6   | 1 2   | 車いす常用障害者向 |
|     |   |          |                   | 9         | 2 . | 0 , 4 | け住宅       |
|     |   |          |                   |           | 7   | 0 0   |           |
|     | 1 | 4        | 平成 8 年<br>度       | 0 . 8 8 6 | 6   | 1 2   | 車いす常用障害者向 |
|     |   |          |                   | 9         | 6 . | 6 , 7 | け住宅       |
|     |   |          |                   |           | 0   | 0 0   |           |
|     | 1 | 1        | 平成 8 年<br>度       | 0 . 8 8 6 | 7   | 1 5   | 車いす常用障害者向 |
|     |   |          |                   | 9         | 8 . | 1 , 0 | け住宅       |
|     |   |          |                   |           | 5   | 0 0   |           |
|     | 1 | 5        | 平成 8 年<br>2 度     | 0 . 8 8 6 | 3   | 6 3 , | シルバーハウジング |
|     |   |          |                   | 9         | 3 . | 3 0 0 |           |
|     |   |          |                   |           | 0   |       |           |
|     | 1 | 1        | 平成 8 年<br>2 度     | 0 . 8 8 6 | 3   | 6 9 , | シルバーハウジング |
|     |   |          |                   | 9         | 6 . | 9 0 0 |           |
|     |   |          |                   |           | 3   |       |           |
|     | 1 | 6        | 平成 8 年<br>度       | 0 . 8 8 6 | 4   | 9 1 , | シルバーハウジング |
|     |   |          |                   | 9         | 7 . | 4 0 0 |           |
|     |   |          |                   |           | 5   |       |           |
|     | 1 | 2        | 平成 8 年<br>度       | 0 . 8 8 6 | 6   | 1 2   | 子育て世帯向け住宅 |
|     |   |          |                   | 9         | 2 . | 0 , 4 |           |
|     |   |          |                   |           | 7   | 0 0   |           |
|     | 1 | 3        | 平成 8 年<br>度       | 0 . 8 8 6 | 6   | 1 2   | 子育て世帯向け住宅 |
|     |   |          |                   | 9         | 6 . | 6 , 7 |           |
|     |   |          |                   |           | 0   | 0 0   |           |
|     | 1 | 1        | 平成 8 年<br>度       | 0 . 8 8 6 | 7   | 1 5   | 子育て世帯向け住宅 |
|     |   |          |                   | 9         | 8 . | 1 , 8 |           |
|     |   |          |                   |           | 9   | 0 0   |           |
| 島江西 | 〃 | 島江町 1 丁目 | 1 2 平成 8 年<br>0 度 | 0 . 8 8 6 | 6   | 1 4   |           |
|     |   |          |                   | 9         | 6 . | 2 , 1 |           |

|    |                 |   |   |               |                  |                 |                  |
|----|-----------------|---|---|---------------|------------------|-----------------|------------------|
|    |                 |   |   |               | 4                | 0 0             |                  |
|    |                 | 1 | 2 | 平成 8 年<br>度   | 0. 8 8 6<br>9 7. | 3 8 0,<br>8 0 0 | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |
|    |                 | 1 | 1 | 平成 8 年<br>度   | 0. 8 8 6<br>9 6. | 6 1 4<br>2, 1   | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |
|    |                 | 1 | 1 | 平成 8 年<br>0 度 | 0. 8 8 6<br>9 7. | 3 8 0,<br>8 0 0 | シルバーハウジング        |
| 原田 | 〃 原田元町 2 丁<br>目 | 1 | 1 | 平成 8 年<br>度   | 0. 8 8 6<br>9 9. | 3 8 0,<br>8 0 0 |                  |
|    |                 | 1 | 1 | 平成 8 年<br>5 度 | 0. 8 8 6<br>9 9. | 5 1 2<br>1, 7   |                  |
|    |                 | 1 | 3 | 平成 8 年<br>度   | 0. 8 8 6<br>9 9. | 5 1 2<br>2, 5   |                  |
|    |                 | 1 | 2 | 平成 8 年<br>度   | 0. 8 8 6<br>9 0. | 7 1 4<br>3, 9   |                  |
|    |                 | 1 | 1 | 平成 8 年<br>度   | 0. 8 8 6<br>9 8. | 5 1 1<br>9, 2   | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |
|    |                 | 1 | 1 | 平成 8 年<br>度   | 0. 8 8 6<br>9 9. | 5 1 2<br>1, 7   | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |
|    |                 | 1 | 2 | 平成 8 年<br>5 度 | 0. 8 8 6<br>9 9. | 3 8 0,<br>8 0 0 | シルバーハウジング        |

|     |            |   |        |             |                  |                        |                  |
|-----|------------|---|--------|-------------|------------------|------------------------|------------------|
|     |            | 1 | 2      | 平成 8 年<br>度 | 0. 8 8 6<br>9 9. | 5<br>2, 5<br>3 0 0     | 子育て世帯向け住宅        |
| 向丘  | 〃 向丘 3 丁目  | 1 | 2      | 平成 9 年<br>度 | 0. 8 9 0<br>8 5. | 3 6 6,<br>2 0 0<br>4   |                  |
|     |            | 1 | 2<br>1 | 平成 9 年<br>度 | 0. 8 9 0<br>8 2. | 5 1 0<br>3, 3<br>9 0 0 |                  |
|     |            | 1 | 3<br>5 | 平成 9 年<br>度 | 0. 8 9 0<br>8 3. | 6 1 2<br>4, 2<br>5 0 0 |                  |
|     |            | 1 | 2      | 平成 9 年<br>度 | 0. 8 9 0<br>8 5. | 3 6 6,<br>2 0 0<br>4   | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |
|     |            | 1 | 2      | 平成 9 年<br>度 | 0. 8 9 0<br>8 2. | 5 1 0<br>1, 1<br>7 0 0 | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |
|     |            | 1 | 2      | 平成 9 年<br>度 | 0. 8 9 0<br>8 3. | 6 1 2<br>4, 2<br>5 0 0 | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |
|     |            | 1 | 5<br>0 | 平成 9 年<br>度 | 0. 8 9 0<br>8 5. | 3 6 6,<br>2 0 0<br>4   | シルバーハウジング        |
|     |            | 1 | 1      | 平成 9 年<br>度 | 0. 8 9 0<br>8 2. | 5 1 0<br>3, 3<br>9 0 0 | 子育て世帯向け住宅        |
|     |            | 1 | 2      | 平成 9 年<br>度 | 0. 8 9 0<br>8 3. | 6 1 2<br>4, 2<br>5 0 0 | 子育て世帯向け住宅        |
| 二葉第 | 〃 二葉町 1 丁目 | 1 | 5      | 平成 2 7      | 0. 9 6 1         | 3 7 6,                 |                  |

|    |       |   |                 |               |                           |                  |  |
|----|-------|---|-----------------|---------------|---------------------------|------------------|--|
| 3  |       |   | 年度              |               | 7.                        | 9 0 0            |  |
|    |       |   |                 |               | 7                         |                  |  |
|    | 1     | 1 | 平成 2 7<br>6 年度  | 0. 9 6 1      | 3 7 7,<br>7. 1 0 0<br>8   |                  |  |
|    | 1     | 5 | 平成 2 7<br>年度    | 0. 9 6 1      | 3 7 7,<br>8. 5 0 0<br>0   |                  |  |
|    | 1     | 8 | 平成 2 7<br>年度    | 0. 9 6 1      | 5 1 1<br>5. 2, 9<br>3 0 0 |                  |  |
|    | 1     | 8 | 平成 2 7<br>年度    | 0. 9 6 1      | 6 1 3<br>3. 0, 4<br>9 0 0 |                  |  |
|    | 1     | 2 | 平成 2 7<br>年度    | 0. 9 6 1      | 7 1 5<br>5. 4, 5<br>7 0 0 |                  |  |
|    | 1     | 1 | 平成 2 7<br>年度    | 0. 9 6 1      | 6 1 3<br>3. 0, 2<br>8 0 0 | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |  |
|    | 1     | 1 | 平成 2 7<br>年度    | 0. 9 6 1      | 7 1 5<br>5. 4, 5<br>7 0 0 | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |  |
| 宝山 | 〃 宝山町 | 1 | 2 令和 3 年<br>4 度 | 0. 9 8 4<br>4 | 3 8 2,<br>4 5. 0 0 0<br>0 |                  |  |
|    |       | 1 | 5 令和 3 年<br>度   | 0. 9 8 4<br>4 | 5 1 2<br>4. 7, 3<br>3 0 0 |                  |  |
|    |       | 1 | 2 令和 3 年<br>4 度 | 0. 9 8 4<br>4 | 6 1 5<br>7. 7, 1          |                  |  |

|  |  |   |   |             |               |              |                    |                  |
|--|--|---|---|-------------|---------------|--------------|--------------------|------------------|
|  |  |   |   |             |               | 0            | 0 0                |                  |
|  |  | 1 | 1 | 令和 3 年<br>度 | 0. 9 8 4<br>4 | 5<br>1.<br>0 | 1 1<br>9, 7<br>0 0 | 車いす常用障害者向<br>け住宅 |

## 2 借上げに係る公営住宅

| 名称             | 位置    | 棟<br>番<br>号 | 戸<br>数 | 竣工年<br>度       | 経過年<br>数係数    | 床<br>面<br>積                               | 近傍<br>同種<br>の住<br>宅の<br>家賃 | 借上期間満了日               | 備考 |
|----------------|-------|-------------|--------|----------------|---------------|-------------------------------------------|----------------------------|-----------------------|----|
| 借上<br>第 1<br>7 | 豊中市旭丘 | 1           | 2      | 平成 1<br>1 年度   | 0. 8 9<br>8 6 | m <sup>2</sup><br>3 6<br>7.<br>5 8 0<br>0 | 円<br>6<br>6,<br>8 0<br>0   | 令和 7 年 1 0 月<br>3 1 日 |    |
|                |       | 1           | 1      | 平成 1<br>4 1 年度 | 0. 8 9<br>8 6 | 4<br>7.<br>1 9 0<br>0                     | 8<br>3,<br>0               | 令和 7 年 1 0 月<br>3 1 日 |    |
|                |       | 1           | 1      | 平成 1<br>0 1 年度 | 0. 8 9<br>8 6 | 5<br>2.<br>6 7 0<br>0                     | 9<br>3,<br>0               | 令和 7 年 1 0 月<br>3 1 日 |    |
|                |       | 1           | 1      | 平成 1<br>1 年度   | 0. 8 9<br>8 6 | 5<br>5.<br>2 3 0<br>0                     | 9<br>8,<br>0               | 令和 7 年 1 0 月<br>3 1 日 |    |
|                |       | 1           | 7      | 平成 1<br>1 年度   | 0. 8 9<br>8 6 | 6<br>1.<br>9 3 0<br>0                     | 1 1<br>0,<br>0             | 令和 7 年 1 0 月<br>3 1 日 |    |

|  |  |   |        |             |              |                       |                |                   |
|--|--|---|--------|-------------|--------------|-----------------------|----------------|-------------------|
|  |  | 1 | 7      | 平成1<br>1年度  | 0.89<br>869. | 612<br>3,<br>110<br>0 | 令和7年10月<br>31日 |                   |
|  |  | 1 | 4      | 平成1<br>1年度  | 0.89<br>867. | 36<br>6,<br>580<br>0  | 令和7年10月<br>31日 | 車いす常用障害<br>者向け住宅  |
|  |  | 1 | 3      | 平成1<br>1年度  | 0.89<br>867. | 48<br>4,<br>440<br>0  | 令和7年10月<br>31日 | 車いす常用障害<br>者向け住宅  |
|  |  | 1 | 1      | 平成1<br>1年度  | 0.89<br>865. | 59<br>8,<br>590<br>0  | 令和7年10月<br>31日 | 車いす常用障害<br>者向け住宅  |
|  |  | 1 | 1<br>6 | 平成1<br>61年度 | 0.89<br>867. | 36<br>6,<br>580<br>0  | 令和7年10月<br>31日 | シルバーハウジ<br>ング     |
|  |  | 1 | 1<br>5 | 平成1<br>51年度 | 0.89<br>867. | 48<br>3,<br>190<br>0  | 令和7年10月<br>31日 | シルバーハウジ<br>ング     |
|  |  | 1 | 5      | 平成1<br>1年度  | 0.89<br>865. | 59<br>8,<br>230<br>0  | 令和7年10月<br>31日 | シルバーハウジ<br>ング     |
|  |  | 1 | 2      | 平成1<br>1年度  | 0.89<br>867. | 36<br>6,<br>580<br>0  | 令和7年10月<br>31日 | 機構住宅従前居<br>住者向け住宅 |

|  |  |   |   |            |              |                     |                |                                    |
|--|--|---|---|------------|--------------|---------------------|----------------|------------------------------------|
|  |  |   |   |            |              | 0                   |                |                                    |
|  |  | 1 | 4 | 平成1<br>1年度 | 0.89<br>867. | 4<br>3,<br>190<br>0 | 令和7年10月<br>31日 | 機構住宅従前居<br>住者向け住宅                  |
|  |  | 1 | 4 | 平成1<br>1年度 | 0.89<br>862. | 5<br>3,<br>670<br>0 | 令和7年10月<br>31日 | 機構住宅従前居<br>住者向け住宅                  |
|  |  | 1 | 2 | 平成1<br>1年度 | 0.89<br>865. | 5<br>8,<br>230<br>0 | 令和7年10月<br>31日 | 機構住宅従前居<br>住者向け住宅                  |
|  |  | 1 | 1 | 平成1<br>1年度 | 0.89<br>867. | 4<br>3,<br>190<br>0 | 令和7年10月<br>31日 | シルバーハウジ<br>ング<br>機構住宅従前居<br>住者向け住宅 |
|  |  | 1 | 2 | 平成1<br>1年度 | 0.89<br>865. | 5<br>8,<br>230<br>0 | 令和7年10月<br>31日 | シルバーハウジ<br>ング<br>機構住宅従前居<br>住者向け住宅 |

### 3 改良住宅

| 名称      | 位置            | 棟<br>番<br>号 | 戸<br>数 | 竣工年<br>度    | 経過年<br>数係数   | 床<br>面<br>積              | 近傍<br>同種<br>の住<br>宅の<br>家賃 | 限度額          | 備考 |
|---------|---------------|-------------|--------|-------------|--------------|--------------------------|----------------------------|--------------|----|
| 岡町<br>北 | 豊中市立花<br>町2丁目 | 3           | 2      | 昭和5<br>41年度 | 0.73<br>635. | m <sup>2</sup><br>6<br>7 | 円<br>9<br>0,               | 円<br>101,509 |    |

|         |              |   |   |             |              |                       |         |  |
|---------|--------------|---|---|-------------|--------------|-----------------------|---------|--|
|         |              |   |   |             |              | 0                     |         |  |
|         |              | 4 | 1 | 昭和56<br>1年度 | 0.73<br>174. | 57<br>8,<br>620<br>0  | 87, 625 |  |
|         |              | 4 | 2 | 昭和64<br>0年度 | 0.81<br>646. | 69<br>6,<br>670<br>0  | 84, 514 |  |
| 島江      | 〃大黒町3<br>丁目  | 1 | 4 | 昭和50<br>1年度 | 0.68<br>082. | 53<br>9,<br>690<br>0  | 48, 332 |  |
|         |              | 2 | 3 | 昭和50<br>4年度 | 0.71<br>502. | 54<br>4,<br>690<br>0  | 43, 588 |  |
| 螢池<br>北 | 〃螢池北町<br>3丁目 | 1 | 2 | 昭和50<br>5年度 | 0.79<br>254. | 58<br>2,<br>300<br>0  | 82, 199 |  |
| 大黒      | 〃大黒町2<br>丁目  | 1 | 2 | 平成10<br>0年度 | 0.89<br>473. | 512<br>5,<br>970<br>0 | 85, 311 |  |
|         |              | 2 | 1 | 平成10<br>0年度 | 0.89<br>477. | 38<br>7,<br>800<br>0  | 59, 133 |  |
|         |              | 2 | 5 | 平成10<br>年度  | 0.89<br>475. | 512<br>8,             | 87, 381 |  |

|  |  |   |   |          |         |   |   |       |         |  |
|--|--|---|---|----------|---------|---|---|-------|---------|--|
|  |  |   |   |          |         | 0 | 4 | 0     |         |  |
|  |  |   |   |          |         |   |   | 0     |         |  |
|  |  | 2 | 1 | 平成1000年度 | 0.89475 | 6 | 1 | 5     | 103,202 |  |
|  |  |   |   |          |         |   |   | 2,420 |         |  |
|  |  |   |   |          |         |   |   | 0     |         |  |

#### 4 コミュニティ住宅

| 名称      | 位置             | 棟<br>番<br>号 | 戸<br>数 | 竣工年<br>度 | 経過年<br>数係数 | 床<br>面<br>積               | 近傍<br>同種<br>の住<br>宅の<br>家賃 | 限度額          | 備考           |
|---------|----------------|-------------|--------|----------|------------|---------------------------|----------------------------|--------------|--------------|
| 服部<br>西 | 豊中市服部<br>西町4丁目 | 1           | 2      | 平成55年度   | 0.87469    | m <sup>2</sup> 49.4, 2600 | 円                          | 円<br>128,461 |              |
|         |                | 1           | 2      | 平成53年度   | 0.87464    | 6123400                   |                            | 162,112      |              |
|         |                | 1           | 2      | 平成5年度    | 0.87462    | 6119, 1600                |                            | 171,135      | 車いす常用障害者向け住宅 |
| 服部<br>寿 | 〃 服部寿町<br>3丁目  | 1           | 1      | 平成76年度   | 0.88309    | 4103, 7000                |                            | 132,409      |              |
|         |                | 1           | 1      | 平成7年度    | 0.88301    | 5107,                     |                            | 138,015      |              |

|           |       |   |   |                |                    |                            |               |                  |
|-----------|-------|---|---|----------------|--------------------|----------------------------|---------------|------------------|
|           |       |   |   |                | 7                  | 0 0                        |               |                  |
|           |       |   |   |                |                    | 0                          |               |                  |
|           |       | 1 | 1 | 平成 7<br>0 年度   | 0 . 8 8<br>3 0 4 . | 6 1 3<br>4 ,<br>9 5 0<br>0 | 1 7 3 , 2 1 5 |                  |
|           |       | 1 | 1 | 平成 7<br>1 年度   | 0 . 8 8<br>3 0 5 . | 6 1 3<br>4 ,<br>1 8 0<br>0 | 1 7 3 , 6 1 6 |                  |
|           |       | 1 | 2 | 平成 7<br>年度     | 0 . 8 8<br>3 0 5 . | 6 1 3<br>4 ,<br>2 9 0<br>0 | 1 7 3 , 8 5 0 | 車いす常用障害<br>者向け住宅 |
| 野田        | 〃 野田町 | 1 | 2 | 平成 1<br>4 3 年度 | 0 . 9 0<br>6 4 4 . | 6 9<br>0 ,<br>3 7 0<br>0   | 1 1 0 , 7 0 0 |                  |
| 野田<br>第 2 | 〃 野田町 | 1 | 1 | 平成 1<br>6 年度   | 0 . 9 1<br>8 1 8 . | 3 6<br>4 ,<br>9 5 0<br>0   | 5 3 , 4 5 9   |                  |
|           |       | 1 | 3 | 平成 1<br>1 6 年度 | 0 . 9 1<br>8 1 9 . | 3 6<br>5 ,<br>6 6 0<br>0   | 5 4 , 4 2 1   |                  |
|           |       | 1 | 1 | 平成 1<br>6 年度   | 0 . 9 1<br>8 1 2 . | 4 6<br>9 ,<br>1 8 0<br>0   | 5 7 , 8 5 6   |                  |
|           |       | 1 | 7 | 平成 1           | 0 . 9 1            | 4 7                        | 5 8 , 5 4 4   |                  |

|   |   |     |      |      |    |         |         |
|---|---|-----|------|------|----|---------|---------|
|   |   |     | 6年度  | 812. | 0, |         |         |
|   |   |     |      | 6    | 60 |         |         |
|   |   |     |      |      | 0  |         |         |
| 1 | 2 | 平成1 | 0.91 | 5    | 8  | 73, 250 |         |
|   | 2 | 6年度 | 813. | 8,   |    |         |         |
|   |   |     |      | 3    | 40 |         |         |
|   |   |     |      |      | 0  |         |         |
| 1 | 9 | 平成1 | 0.91 | 5    | 9  | 75, 999 |         |
|   |   | 6年度 | 815. | 1,   |    |         |         |
|   |   |     |      | 3    | 70 |         |         |
|   |   |     |      |      | 0  |         |         |
| 1 | 6 | 平成1 | 0.91 | 6    | 10 | 89, 467 |         |
|   |   | 6年度 | 815. | 7,   |    |         |         |
|   |   |     |      | 1    | 90 |         |         |
|   |   |     |      |      | 0  |         |         |
| 1 | 6 | 平成1 | 0.91 | 6    | 11 | 91, 665 |         |
|   |   | 6年度 | 816. | 0,   |    |         |         |
|   |   |     |      | 7    | 60 |         |         |
|   |   |     |      |      | 0  |         |         |
| 1 | 6 | 平成1 | 0.91 | 6    | 11 | 91, 941 |         |
|   |   | 6年度 | 816. | 0,   |    |         |         |
|   |   |     |      | 9    | 90 |         |         |
|   |   |     |      |      | 0  |         |         |
| 1 | 1 | 平成1 | 0.91 | 3    | 6  | 54, 421 | 車いす常用障害 |
|   |   | 6年度 | 819. | 5,   |    |         | 者向け住宅   |
|   |   |     |      | 6    | 60 |         |         |
|   |   |     |      |      | 0  |         |         |
| 1 | 1 | 平成1 | 0.91 | 5    | 9  | 76, 136 | 車いす常用障害 |
|   |   | 6年度 | 815. | 1,   |    |         | 者向け住宅   |
|   |   |     |      | 4    | 80 |         |         |
|   |   |     |      |      | 0  |         |         |

|  |  |   |    |        |         |      |    |        |              |
|--|--|---|----|--------|---------|------|----|--------|--------------|
|  |  | 1 | 1  | 平成16年度 | 0.91813 | 6.42 | 10 | 86,856 | 車いす常用障害者向け住宅 |
|  |  | 1 | 1  | 平成16年度 | 0.91816 | 6.06 | 11 | 91,527 | 車いす常用障害者向け住宅 |
|  |  | 1 | 1  | 平成16年度 | 0.91817 | 6.10 | 11 | 92,077 | 車いす常用障害者向け住宅 |
|  |  | 1 | 13 | 平成16年度 | 0.91819 | 3.56 | 6  | 54,421 | シルバーハウジング    |
|  |  | 1 | 4  | 平成16年度 | 0.91812 | 4.66 | 70 | 58,544 | シルバーハウジング    |

5 従前居住者用住宅

| 名称   | 位置        | 棟番号 | 戸数 | 竣工年度   | 経過年数係数 | 床面積  | 近傍同種の住宅の家賃 | 限度額         | 備考 |
|------|-----------|-----|----|--------|--------|------|------------|-------------|----|
| 二葉第2 | 豊中市二葉町1丁目 | 1   | 1  | 平成81年度 | 0.8869 | 36.5 | 円<br>3,700 | 円<br>57,945 |    |

|  |  |   |   |              |                    |                        |                      |  |
|--|--|---|---|--------------|--------------------|------------------------|----------------------|--|
|  |  | 1 | 1 | 平成 8<br>2 年度 | 0 . 8 8<br>6 9 6 . | 3<br>4 ,<br>9 3 0<br>0 | 6<br>5 8 , 5 4 4     |  |
|  |  | 1 | 2 | 平成 8<br>年度   | 0 . 8 8<br>6 9 9 . | 3<br>7 ,<br>1 7 0<br>0 | 6<br>6 1 , 7 5 2     |  |
|  |  | 1 | 1 | 平成 8<br>年度   | 0 . 8 8<br>6 9 9 . | 3<br>9 ,<br>8 5 0<br>0 | 6<br>6 3 , 4 4 3     |  |
|  |  | 1 | 1 | 平成 8<br>0 年度 | 0 . 8 8<br>6 9 1 . | 5<br>1 ,<br>9 1 0<br>0 | 9<br>8 2 , 9 3 8     |  |
|  |  | 1 | 1 | 平成 8<br>年度   | 0 . 8 8<br>6 9 4 . | 5<br>5 ,<br>3 2 0<br>0 | 9<br>8 6 , 7 0 7     |  |
|  |  | 1 | 4 | 平成 8<br>年度   | 0 . 8 8<br>6 9 6 . | 5<br>7 ,<br>4 3 0<br>0 | 9<br>8 8 , 7 1 5     |  |
|  |  | 1 | 1 | 平成 8<br>年度   | 0 . 8 8<br>6 9 9 . | 5<br>2 ,<br>7 7 0<br>0 | 1 0<br>9 3 , 4 7 4   |  |
|  |  | 1 | 1 | 平成 8<br>0 年度 | 0 . 8 8<br>6 9 7 . | 6<br>5 ,<br>0 3 0      | 1 1<br>1 0 4 , 9 3 7 |  |

|          |              |   |   |            |              |                       |          |                  |
|----------|--------------|---|---|------------|--------------|-----------------------|----------|------------------|
|          |              |   |   |            |              | 0                     |          |                  |
|          |              | 1 | 1 | 平成8<br>年度  | 0.88<br>694. | 611<br>2,<br>650<br>0 | 102, 357 | 車いす常用障害<br>者向け住宅 |
|          |              | 1 | 1 | 平成8<br>年度  | 0.88<br>695. | 611<br>3,<br>770<br>0 | 103, 625 | 車いす常用障害<br>者向け住宅 |
|          |              | 1 | 1 | 平成8<br>年度  | 0.88<br>691. | 59<br>1,<br>910<br>0  | 82, 938  | 子育て世帯向け<br>住宅    |
| 二葉<br>第3 | 〃 二葉町1<br>丁目 | 1 | 5 | 平成2<br>7年度 | 0.96<br>107. | 37<br>6,<br>720<br>0  | 61, 921  |                  |
|          |              | 1 | 5 | 平成2<br>7年度 | 0.96<br>108. | 37<br>6,<br>080<br>0  | 62, 311  |                  |
|          |              | 1 | 7 | 平成2<br>7年度 | 0.96<br>105. | 511<br>1,<br>380<br>0 | 90, 888  |                  |
|          |              | 1 | 1 | 平成2<br>7年度 | 0.96<br>105. | 511<br>1,<br>380<br>0 | 90, 950  |                  |
|          |              | 1 | 2 | 平成2<br>7年度 | 0.96<br>105. | 715<br>3,             | 124, 265 |                  |

|  |  |  |  |  |  |  |   |   |   |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|---|---|---|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  | 7 | 1 | 0 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |   |   | 0 |  |  |